

【第13回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和2年8月4日(火) 午後5時～5時半

場 所：web方式による会議

1 県・保健所設置市連絡会議の報告について

新型コロナウイルス感染症に係る県・保健所設置市連絡会議の報告について（資料1）

市長：尼崎市においても感染者が急増している状況であり、全国的にも、兵庫県においても同様の状況となっている。昨日、急遽、兵庫県から県・保健所設置市連絡会議の呼び掛けがあった。兵庫県が想定していたシナリオにある「感染拡大期2」というフェーズにまで患者が増加したことから、次の段階は、状況を見て決定するということであり、危機感の共有と効果のある感染予防の呼び掛けを、県と市が一体となって取組みを推進していきたい、という会議内容であった。若い方を中心に感染が広がっているが、重症者はまだ少数に留まっていることから、幸い、兵庫県も医療病床の逼迫には至っていない。ただし、フェーズが移行しているので、病床の確保を進めていき、検査体制の拡充、医療体制の確保についても、しっかりと、県市協調で取り組むという確認がなされた。

兵庫県より、各保健所において、食品衛生法上の呼び掛けと合わせて、新型コロナウイルス感染防止策の指導についての実施依頼を受けて、本市の場合は、繁華街のエリアがあり、必要に応じて警察と連携した取り組みをお願いしたいと会議で伝えた。また、本市は大阪府と隣接しており、大阪府の休業要請により、客が周辺の開いている店に増える可能性があり、状況に応じて広域的な対応をお願いすることもあると会議で伝えた。

「知事・政令市・中核市長共同メッセージ」（追加資料1）を見ていただいたら分かるが、

- ① 濃厚接触者や関係者の迅速な特定とPCR検査等の弾力的実施により、2次、3次感染を阻止

⇒医師会への協力要請により民間検査機関の活用も含めて、既に保健所・衛生研究所の並々ならぬ努力により実施している。

② 接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店に対する、食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底

⇒兵庫県と連携して、チームを拡大して取り組む。

③ 県・市町が実施している対策や感染者発生情報など、県民にとってより一層わかりやすい情報提供の実施

⇒本市はデータ班を結成して分かりやすい情報の提供を心掛けてきたが、今回の波については、これまでと異なる特徴もあり、情報の出し方をリニューアルする方向で打ち合わせを進めている。学校関係者に感染者が出る事例が続いているが、学校関係者に陽性者や濃厚接触者が出たときの対応について実践を踏まえて見直していったほうが良いという部分が出てきているので、そういうところの整理も含めて、分かりやすく、冷静かつ正確な判断をより多くの市民にしていただけるよう、情報を発信しなければならないと思う。

④ 医療・検査は、しっかり対応すること

⇒医療については兵庫県にお願いすることもある。

市長：PCR 検査の充実に関して、保健部から報告をお願いする。

保健部長：これまで、衛生研究所で44件/日まで検査数を増強してきたが、国の方針に基づくと、ピーク時は、100件/日まで増強する必要があるとされている。そうした場合、56検体が溢れてしまうので、この部分を民間に依頼していきたいと考えており、具体的には、医師会と調整中である。これまでは、唾液を衛生研究所に提出していたが、直接、民間の検査機関に出していただくことで、衛生研究所の負担を軽減したいと考えている。

市長：今でも衛生研究所を通らず、市民の感染確認事例が報告されている。

医務監：他市で本市市民を検査した場合はカウントされている。また、県立尼崎総合医療センターや尼崎中央病院でも検査が可能になっているので、そういうところからの報告についても、衛生研究所を通らない感染確認事例として報告されている。

市長：病院が、自分のところに来た患者を直接検査することが可能になった場合、検査を

実施するということが保健所に通知されるのか？検査結果だけが通知されるのか？

医務監：基本的には検査を実施する前に保健所に FAX が送信される。

市長：民間の医師の場合、学校の教職員や保育士などの職業の聞き取りをするか分からない。

医務監：現在のところ、氏名と連絡先は最低限聴取することとなっているが、市長の言われるような関係の職業についての情報は、最初の時点で把握する必要があると考える。

市長：最初からそういう情報を聴取するスキームを作ることができれば、次の展開を進めやすいと思う。その方向で調整をお願いする。

飲食店への指導については、保健所と経済環境局に加えて、危機管理安全局もサポートに入ってもらいたいと考えている。

医務監：経済環境局と、総合政策局に応援をお願いした。8月5日（水）～8月7日

（金）の3日間、19時～22時までの間、2人一組の6班体制で実施する。対象は、阪神尼崎駅周辺のスナックやカラオケを含めた飲食店220店舗である。県警の協力や、危機管理安全局が保有する手指用消毒液の提供について調整中である。

市長：本市としても、感染症対策を行い、ポスターを掲げている店を利用してくださいという呼び掛けをしていくので、ぜひ、店舗には、感染防止対策とポスター掲示についてお願いをしてください。また、大阪の休業要請の状況も踏まえた上での客数についても情報収集をお願いする。総合政策局は地域課が応援に入るのか？

総合政策局長：そのとおりである。

危機管理安全局長：県警との同行の件は現在調整中であるが、おそらく同行してくれるであろうと考えている。警察としては、今回は、食品衛生法上の立ち入り検査となる関係で、同行にあたって3つの条件を提示している。①私服での同行となること ②店内への立ち入りができないこと ③バーやスナックといった風営法が適用される店舗を中心に同行の対象とすること である。

危機管理安全局が保有しているマスクや消毒液などの衛生用品の支援はさせていただく。

第1波のときにパチンコ店などを警察と回ったが、たちの悪い店もあり、本当に立ち入っても差し支えない店なのか、警察から情報を得ながら対応したい。

市長：教員委員会より、学校の対応の見直しについて説明をお願いします。

教育長：「臨時休業措置を講ずる基準の見直しについて」(追加資料2)の説明

この運用で良ければ、校園長会等で周知し、進めていきたいと思う。

市長：検査を増強して実施しているので、判断を早く行うことができ、濃厚接触者に該当しない人まで動きが止められてしまうのではなく、明確に通常の基準で学校についても整理していくという方向性は妥当だと思う。

法人保育園と意見交換会があった。学校の児童や家族が濃厚接触者になった場合、濃厚接触者本人は2週間自宅待機であることは変わらないが、濃厚接触者の濃厚接触者は通常、制限は受けない。例えば、子どもが濃厚接触者であるがその親は仕事を休まなければいけないわけではない。しかし、保育所側は、濃厚接触者の同居家族については、利用を控えてほしいということを述べている。家族内感染が広がっていることを考えれば、やむを得ない面もあるが、安易に認めるような返事はできない。家族に濃厚接触者が発生した高齢者はデイサービスを控えてください、ということにも波及するため、横串しで考え方を整理しないといけない。学校閉鎖の基準も明確になったため、それをベースに、保育や高齢者関係の同居家族問題も引き続き整理していきたい。

このような、濃厚接触者の同居家族の取扱いについては、横串しで対応を進める必要があるが、誰が中心となって進めていけば良いか？

吹野副市長：学校と保育所が考え方の整理について先行しており、それを参考にしながら、高齢者・障害者の対応に関して整理をしていきたい。

3 その他

本市の取組みについて(資料2)

災害対策課長：赤字部分が今回の修正点である。ご清覧いただきたい。

危機管理安全局長：「感染拡大期2」に移行したということや、お盆についての記載が主な変更点である。

市長：特に若年層について、大人数の飲み会は控えてください、大声での会話や回し飲みは避けましょう、ということがピンポイントで言われているため、これについてキャンペーンの実施ができればと思う。

また、テレワーク等、接触機会を削減する取り組みをもう少し進めていかないといけない。お盆明けからの勤務については、あらためて継続可能なシフトに切り替え取り組んでいかなければならないと思う。

教育長：行政検査のキャパシティを超え、民間の検査を実施した場合、市民の費用負担はどうなるのか？

医務監：行政検査の取扱いとなり、検査料について市民の負担はない。ただし、診療所で検査を受けると、検査料（18,000円）は無料だが、初診料と検体採取料は自己負担分がある。

尼崎市臨時診療所でも、検査は衛生研究所で行うが、保険証を提出していただき、初診料と検体採取料（2,930円）の3割を徴収している。濃厚接触者は、保健所の検査となるため、全て無料。ただ、不安という理由でどうしても検査を受けたいという方は、すべて自己負担となる。

市長：繰り返しになるが、行政検査の取扱いについて、民間の検査結果が、日数を要するかもしれないことを想定しつつ、学校関係者や福祉施設、医療関係者はあらかじめ検査にかかる段階でその情報を共有できるようなスキームを検討していただければと思う。

以上をもって会議を終了とする。

以 上